

第7回 菊川流域委員会

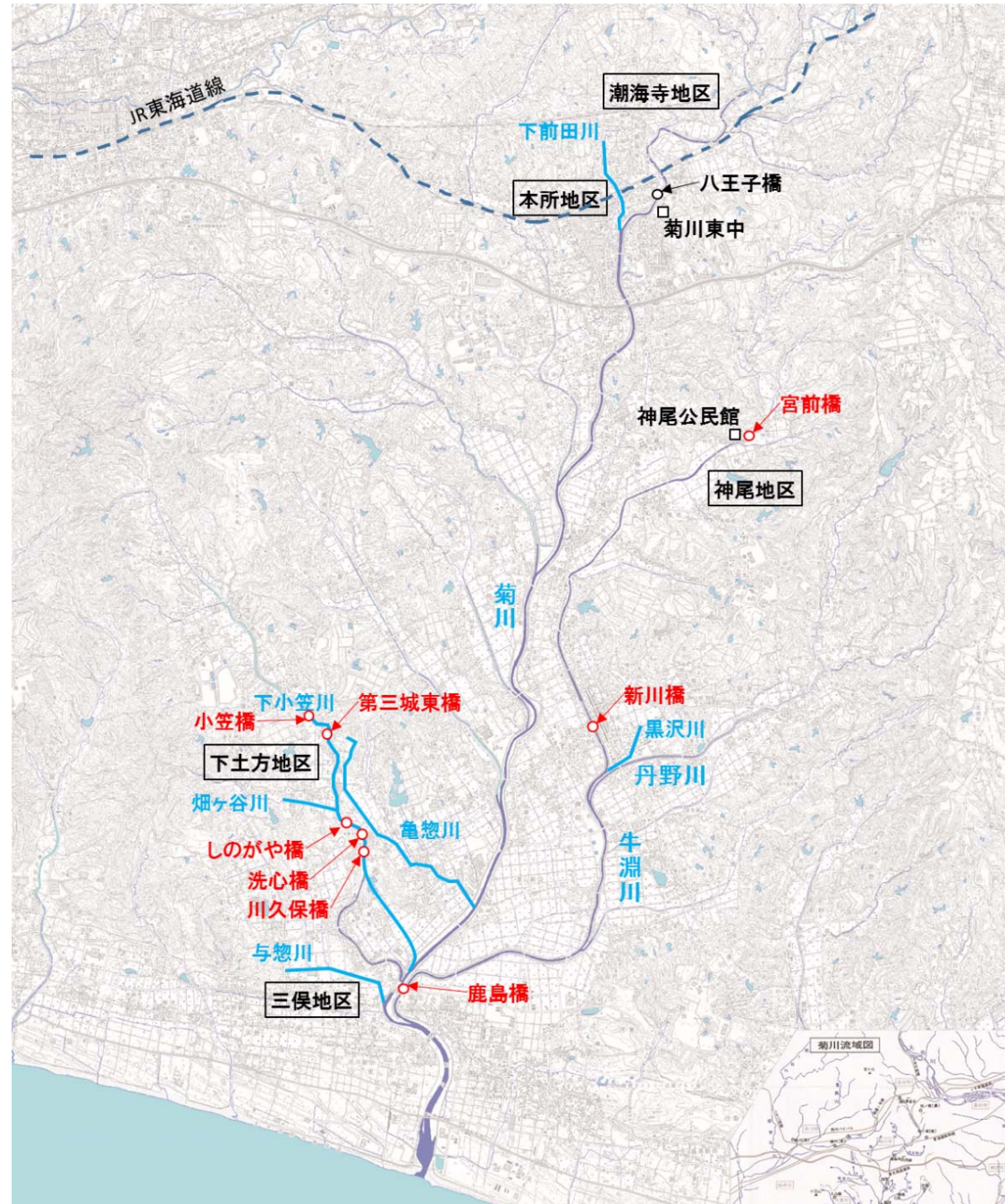
菊川水系河川整備計画(原案)に頂いた主な意見について

平成28年12月5日

中部地方整備局 浜松河川国道事務所

地域住民（パブリックコメント、ふれあい懇談会）と 地方自治体から頂いた意見と対応について

菊川ふれあい懇談会で意見があがった場所



I 地域住民（パブリックコメント）

I パブリックコメント

関係住民の意見の反映

河川法の記載内容

河川法第十六条の二 4

河川管理者は前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

住民意見を反映させるための措置

パブリックコメントの実施概要

○意見箱を用いた方法

菊川市、掛川市や浜松河川国道事務所等で河川整備計画（原案）を縦覧し、その場で意見シートに記載し意見箱に投函できるようにした。

○インターネットを用いた方法

浜松河川国道事務所ホームページに河川整備計画（原案）を掲載し、電子メールを利用し意見を募集した。

○ふれあい懇談会（後述）

菊川市と掛川市で「ふれあい懇談会」を開催し、菊川河川整備計画（原案）に対して意見をいただいた。

I パブリックコメント

パブリックコメントの結果

いただいた意見と対応

■パブリックコメントを実施した結果、3件の意見をいただきました。

※パブリックコメント実施期間：平成28年8月22日～9月23日（1ヶ月間）

【意見】

- ・下前田川合流点は国の管理区間いっぱいまで堤防整備していただけるのでしょうか。
- ・下前田川合流点の堤防整備について、区間内にある内水吐口の口径拡張にご配慮をお願いします。

【回答】

- ・堤防の整備については、河川整備計画の目標流量に対して堤防の高さが不足しています。このため、直轄管理区間を対象に、目標流量の流下時に家屋等の浸水被害を防止するよう、堤防整備を行う計画として、整備計画原案 P4-1～4-2 に記載しております。
当該区間は支川との接続部となりますので、支川下前田川の管理者である菊川市と調整を図った上で対応を進めてまいります。
- ・近年の出水で内水による浸水被害が著しい区域については、発生原因を調査し、関係機関と調整をしたうえで、必要な対策を講ずる計画として、整備計画原案P4-5に記載しております。



菊川 14.2k付近右岸 下前田川合流点（H28年11月撮影）

I パブリックコメント

パブリックコメントの結果

いただいた意見と対応

【意見】

- ・ 菊川14.2k付近～上流部の河道掘削を早期に進めていただき、菊川本川の水位抑制をお願いします。

【回答】

- ・ 河道掘削については、河川整備計画目標流量の流下時に家屋等の浸水被害を防止するため必要な河積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削を行う計画として、整備計画原案P4-3に記載しております。

なお、当該箇所は河道掘削を計画しており、本支川及び上下流バランスを考慮し、総合的な視点で段階的な整備を進めて参ります。



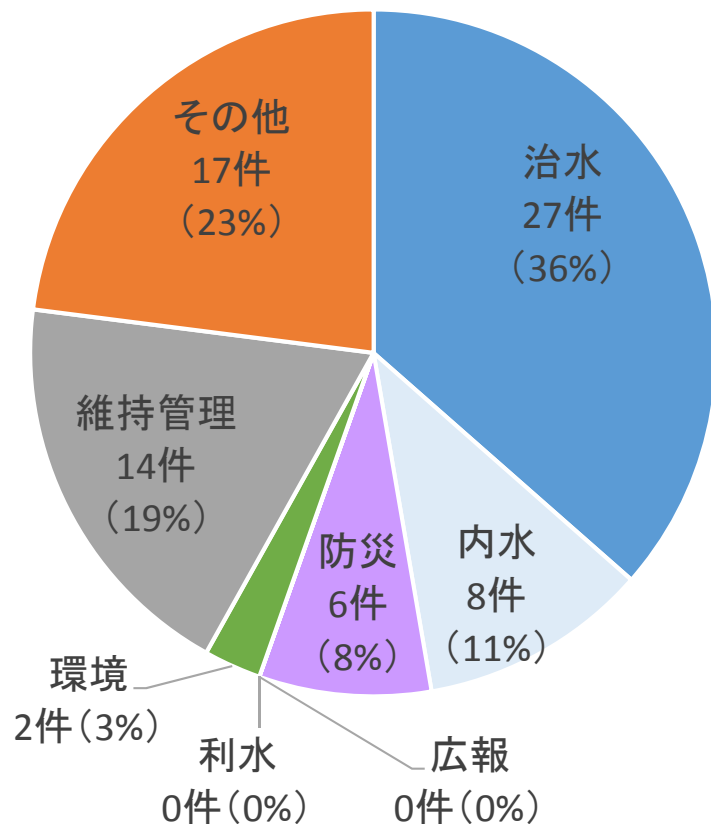
菊川 15.4k付近右岸 河道状況(H27年10月撮影)

Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会)

Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会:掛川市)

- 菊川水系河川整備計画策定に係る『関係住民の意見を反映させるために必要な措置』の一環として、掛川市大東交流センターにて「菊川ふれあい懇談会」を平成28年8月26日に開催しました。
- 計27名の市民の方にご参加頂き、菊川河川整備計画（原案）に対して意見をいただきました。
- 菊川の現状と課題に対する意見としては、全体で74件ありました。
- 全体の意見に対する割合は、治水36%、内水11%、防災8%、環境3%、維持管理19%、その他23%でした。

掛川市の意見の内訳



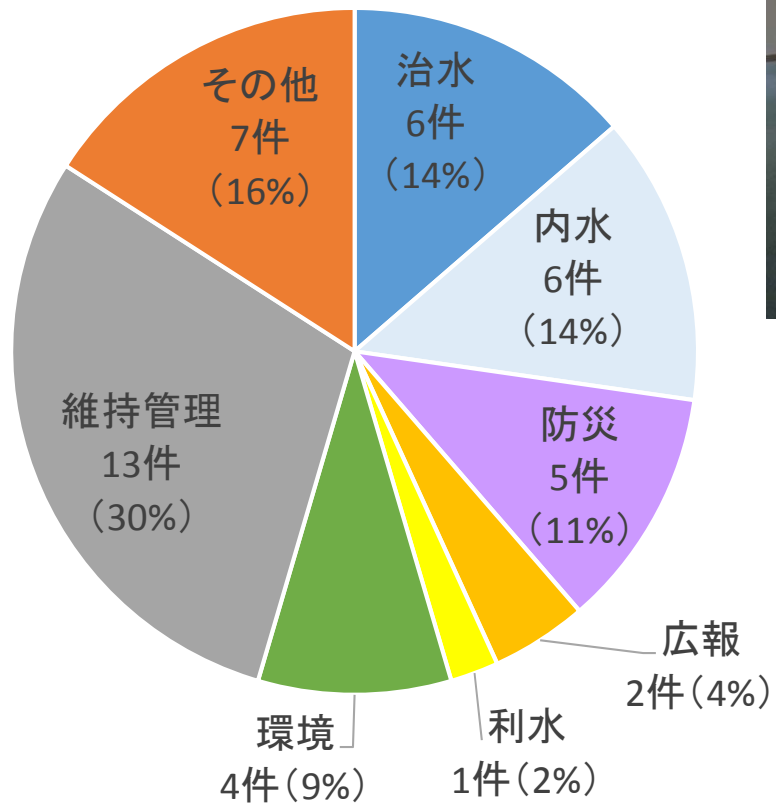
8/26 掛川市
ふれあい懇談会の様子



Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会:菊川市)

- 菊川水系河川整備計画策定に係る『関係住民の意見を反映させるための必要な措置』の一環として、菊川市中央公民館にて「菊川ふれあい懇談会」を平成28年8月27日に開催しました。
- 計10名の市民の方にご参加頂き、菊川河川整備計画（原案）に対して意見をいただきました。
- 菊川の現状と課題に対する意見としては、全体で44件ありました。
- 全体の意見に対する割合は、治水14%、内水14%、防災11%、広報4%、利水2%、環境9%、維持管理29%、その他16%でした。

菊川市の意見の内訳



8/27 菊川市
ふれあい懇談会の様子



Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会)

ふれあい懇談会の主な意見と対応

災害の発生防止・軽減について(1)

【主な意見】

- ・ 下小笠川は天井川であるので、河床を大幅に下げ、災害に強い河川にしてほしい。
- ・ 菊川東中学校付近（菊川14.8k付近左岸）でも大水の時は道路が浸かったりするので、河積を増やすようお願いしたい。
- ・ 牛淵川の神尾公民館付近（牛淵川11.4k付近）で大雨のたびに水位が上がる。宮前橋の下流の河床を下げてもらいたい。

【回答】

- ・ 河道掘削については、河川整備計画目標流量の流下時に家屋等の浸水被害を防止するため必要な河積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削を行う計画として、整備計画原案P 4-3に記載しております。

なお、当該区間につきましては、河道掘削を行う計画としており、本支川及び上下流バランスを考慮し、総合的な視点で段階的な整備を進めて参ります。



下小笠川
4.2k付近の河道および背後地の状況
(H22年2月撮影)



菊川
14.8k付近の河道状況(河道内土砂撤去後)
(H28年11月撮影)



牛淵川
11.4k付近の河道状況
(H28年11月撮影)

Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会)

ふれあい懇談会の主な意見と対応

災害の発生防止・軽減について(2)

【主な意見】

- ・ 平塚地区の排水口は直径90cmの排水口がひとつしかなく、しかも下小笠川の川底の下を通っていていつも浸水する。
- ・ 下小笠川の平塚地区の浸水水害問題は深刻で必ず計画にのせてほしい。すべての水が平塚地区に集まり、その排水は一ヶ所のための90cmの排水口しかなく、下小笠川の川底の下を通っている。

【回答】

- ・ 内水対策については、床上浸水被害を防止するため、排水先河川の河道掘削を実施することにより、洪水時における内水被害の軽減を図るものとし、近年の出水で内水による浸水被害が著しい区域については、発生原因を調査し、関係機関と調整をしたうえで必要な対策を講ずる計画として、整備計画原案 P4-5 に記載しています。

当該箇所である下小笠川については河道掘削を計画しており、河道掘削を実施することにより、洪水時における内水被害の軽減に寄与するものと考えております。なお、浸水対策については、流域の特性を踏まえた、ハード対策とソフト対策を一体的に実施する総合的な取り組みが重要であることから、暗渠管の管理者である掛川市と調整して参ります。



下小笠川
3.4k付近 右岸 平塚川暗渠

Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会)

ふれあい懇談会の主な意見と対応

災害の発生防止・軽減について(3)

【主な意見】

- ・ 下前田川（菊川支川）の排水不良があり、上本所地区が水につながるのを、内水対策として樋管を整備してほしい。
- ・ 土砂が堆積している菊川本川八王子橋下流の掘削を早く行い、支川の内水をはけるような川にしてほしい。

【回答】

- ・ 内水対策については、床上浸水被害を防止するため、排水先河川の河道掘削を実施することにより、洪水時における内水被害の軽減を図るものとし、近年の出水で内水による浸水被害が著しい区域については、発生原因を調査し、関係機関と調整をしたうえで必要な対策を講ずる計画として、整備計画原案 P4-5 に記載しており、本支川及び上下流バランスを考慮し、総合的な視点で段階的な整備を進めてまいります。

なお、当該区間については、本所地区から富田地区までの河道掘削を計画しており、洪水時における内水被害の軽減に寄与するものと考えております。



下前田川
菊川合流点(14.3k付近)の状況
(H28年11月撮影)



菊川
14.8k付近の河道状況(河道内土砂撤去前)
(H26年5月撮影)

Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会)

ふれあい懇談会の主な意見と対応

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について

【主な意見】

- ・ 牛淵川の堰の早期撤去を希望するが、取水にも配慮が必要である。

【回答】

- ・ 河道掘削区間に存在する床止めや堰については、施設管理者と連携・調整して改築する計画として、整備計画原案 P4-3～4-4 に記載しています。なお、横断工作物の改築にあっては、事前の適切なタイミングで、施設管理者と十分調整してまいります。



牛淵川 6.6k付近 下平川用水堰
(H28年11月撮影)

Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会)

ふれあい懇談会の主な意見と対応

河川環境の整備と保全について(1)

【主な意見】

- ・ 生き物の多様性、親水的な観点も多いに入りたい（魚のためのバイパス水路を増設する）。
- ・ 下小笠川に魚道や魚が住める護岸を施工して欲しい。

【回答】

- ・ 縦断・横断方向の連続性の確保として、河道掘削に伴い敷高が変更となる床止め等については改築するとともに、河道掘削の予定のない区間の施設についても、洪水時の水理条件や利水条件等も踏まえながら、連続性の確保を図る計画として、整備計画原案 P4-7 に記載しております。

また、多様な水際環境を形成することで、魚類の生息や植物の定着を目的に、間隙を設けるなど河岸植生が形成されやすい水際空間を創出する計画として、整備計画原案P3-3, 4-7に記載しております。



落差が大きいため、魚類の遡上が困難な床止めの例
(下小笠川 3.1k付近 7号床止め(落差 約0.7m))



床止めに魚道を整備し、連続性を確保した床止めの例
(下小笠川 2.3k付近 第5床止め工 デニール式魚道)

Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会)

ふれあい懇談会の主な意見と対応

河川環境の整備と保全について

【主な意見】

- ・ 菊川左岸（菊川14.2k付近）の堤防を散歩コースとして改善してほしい（下前田川合流点の対岸）。
- ・ スポーツ広場の設置。

【回答】

- ・ 河川利用の推進については、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る計画として、整備計画原案 P4-8 に記載しております。
- ・ 現時点では、河川空間を利用したスポーツ広場等を新規に整備する計画はありませんが、整備計画においては地域住民等の身近な憩いとやすらぎの場や多様なレクリエーション、環境教育の場として、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める計画として、整備計画原案 P4-8 に記載しております。



菊川 14.2k付近 空中写真
(H27年12月撮影)



菊川 7.4k付近 青木前芝生広場
(H28年11月撮影)

Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会)

ふれあい懇談会の主な意見と対応

防災情報について

【主な意見】

- ・ 超過洪水対応をお願いする。対策は時間がかかるが、明日にも洪水が発生するかもしれないため、ソフトを重点的に整備して頂きたい。
- ・ 国交省の広報を強化して、地域と連携を取っていただきたい。
- ・ わかりやすい広報を多種メディアを使って充実していただきたい。

【回答】

- ・ 施設の能力を上回る洪水等への対応については、そのような洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とし、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進する計画として、整備計画原案 P3-2 に記載しております。
- ・ 河川の整備の実施にあたっては、地域住民や関係機関との情報の共有を図る計画として、整備計画原案 P4-1 に記載しております。また、出水時においては、必要に応じて報道機関等と連携を図り、地域住民へのわかりやすい情報発信に努めていく計画として、整備計画原案 P4-14 に記載しております。



Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会)

ふれあい懇談会の主な意見と対応

維持管理について

【主な意見】

- ・ 畑ヶ谷橋の南側にある高天神方面より流れている畑ヶ谷川からの土砂が、畑ヶ谷橋下流西側に堆積し水の流れが東側に片寄っている。対策をお願いしたい。
- ・ 河道掘削にあわせ、河道内の草や土砂の管理を行ってほしい。

【回答】

- ・ これまでも維持管理の一環としての土砂掘削は実施しておりますが、河道の維持管理として、今後も河道の点検や河川巡視の結果等を踏まえ、河道内に堆積した土砂が洪水の流下等の支障となる場合には、河道掘削等の適切な措置を講じるとともに、継続的にモニタリングを実施し、河道の維持管理に努める計画として、整備計画原案 P4-10 に記載しております。

また、樹木の繁茂状況を把握し、河川管理の支障となる場合には適切な処置を講じる計画として、整備計画原案 P4-10 に記載しております。



牛淵川 3.8k付近(堂山橋上流) 左岸除草状況
(H28年12月撮影)

Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会)

ふれあい懇談会の主な意見と対応

維持管理について

【主な意見】

- ・ 下小笠川の法面にクラックや巣があり、現状が危ない。空洞も有るのではないかな。
- ・ しのがや橋の下流のコンクリート護岸に段差あり（割れている）堤防の破壊につながるので直していただきたい。

【回答】

- ・ これまでも維持管理の一環として河川管理施設の点検を実施しておりますが、今後も点検等により堤防や護岸の沈下、損傷状況等の堤防の変状を把握し、必要に応じて対策を行う計画として、整備計画原案 P4-10 に記載しております。



下小笠川 2.8k付近 第6床止め 基礎空洞化調査状況

Ⅱ 地域住民(ふれあい懇談会)

ふれあい懇談会の主な意見と対応

その他意見について

【主な意見】

- ・ 新川橋（牛淵川）のように老朽化した橋が弱点になるので撤去をしたらどうか。
- ・ 洗心橋（下小笠川）としのがや橋（下小笠川）が通行止めである。西側道路は狭く、軽自動車のすれ違いも無理である。一時的な退避場所を検討していただきたい。
- ・ 国の整備に合わせて県関係の河川も整備を進めてほしい（亀惣川、竜今寺川、畑ヶ谷川流域）。

【回答】

- ・ 浜松河川国道事務所の管理施設ではないため、管理者又は関係者に情報提供いたします。



牛淵川
6.2k付近 新川橋(昭和37年設置)
(H28年12月撮影)



下小笠川
2.6k付近 しのがや橋(設置年 不明)
(H28年11月撮影)



下小笠川
2.9k付近 洗心橋(昭和45年設置)
(H28年11月撮影)

Ⅲ 地方自治体からの意見聴取（行政会議）

Ⅲ 行政会議菊川行政会議の主な意見と回答

■ 菊川水系河川整備計画策定にあたり、関係行政機関と菊川に関して情報共有を図ることを目的とした「菊川行政会議」を開催し、菊川河川整備計画の素案について意見交換を行いました。

■ 実施日：平成28年9月16日

■ 構成機関：静岡県、菊川市、掛川市、国土交通省



【主な意見】

・ 菊川水系では、水防団等の災害時における活動の拠点として位置づけられた施設はない状況です。昨年の鬼怒川の災害を踏まえ、水防活動や緊急復旧など、迅速な対応が必要であり、流域住民の安全安心を確保するため、河川防災ステーションの整備をお願いします。

【回答】

河川防災ステーションについて、下記の文章を修正しました。

『また、復旧にかかる時間を極力短くし、被害をできるだけ軽減するよう、災害復旧資材の備蓄、情報の収集発信、災害復旧活動の拠点のための河川防災ステーション等を整備する。』

候補地における堤内緊急輸送路との接続性や災害発生時のカバーエリアなどを検討した上で、関係市と調整を図り、対応を検討してまいります。

・ 「水門等の施設操作の遠隔化、自動化等」とあるが、どのようなものでしょうか。

【回答】

事務所等からボタン操作などで施設操作するものが遠隔化です。地震時に揺れをセンサー等で感知し自動的に施設操作するものが自動化です。

Ⅲ 行政会議菊川行政会議の主な意見と回答

【主な意見】

- ・「想定最大規模の洪水等が発生した場合に、浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表していく。」とあるが、どのようなものでしょうか。

【回答】

- ・菊川流域においては、既に計画規模の洪水を対象した洪水浸水想定区域を指定し公表していますが、水防法の改正により、洪水浸水想定を想定最大規模に変えて公表することになっております。そのため、現在、想定最大規模の洪水浸水想定区域や水深などについて、検討を進めているところです。
- ・菊川水系では、高潮対策として必要な堤防高さと、施設対応規模の津波対策で必要な堤防の高さを比較すると前者の方が高いので、高潮対策として必要な堤防高さを確保することを目的としているという理解で良いでしょうか

【回答】

- ・その理解で良いです。
 - ・流域住民には、戦後第一位である昭和57年9月洪水の記憶が鮮明に残っているなかで、第二位の平成10年9月洪水を目標としているのはなぜか
- #### 【回答】
- ・昭和57年洪水の被害が大きかったことは承知していますが、菊川水系全体を見ると、まだまだ整備を要する箇所が多く残っている現状も踏まえ、今後30年間の整備目標は平成10年9月洪水を目標として、本支川及び上下流バランスを考慮し整備することとしています。

Ⅲ 行政会議菊川行政会議の主な意見と回答

【主な意見】

- ・『第2項 河川環境の整備と保全に関する事項』について、数値的目標や具体的な対策を記載するほうが良いのではないのでしょうか。

【回答】

- ・菊川水系の河川環境の整備や保全に関しては、『地域住民や関係機関等と連携し、バランスの取れた自然環境の保全と河川空間の適正な保全や利用を図る』（整備計画原案P4-7 第2項 河川環境の整備と保全に関する事項）こととしているため、数値目標や具体的な対策を記載しておりません。
- ・横断工作物の改築にあっては、施設管理者と事前に協議をお願いします。

【回答】

- ・今後、整備計画に基づき、事業実施にむけ個別箇所毎に検討をしていくこととしています。検討段階から事前に調整、協議を重ね、事業完了まで、施工管理者と十分に協議をしてまいります。
- ・『流水の正常な機能を維持するために必要な流量』とありますが、『必要な流量』となる具体的な数値はありますか。

【回答】

- ・「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」（正常流量）については、平成18年2月に策定した「菊川水系河川整備基本方針において、加茂地点で概ね0.5m³/sと定められています。（「整備計画原案P1-15 第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」より）、

IV その他

Ⅳ その他

【主な修正】

- ・ 文言修正 「危険箇所」という文言については、今後整備計画の変更をはかる河川について全国的に『洪水に対しリスクが高い区間』と言い換えを行っているため、修正しました。

整備計画原案 P4-15, 17

- ・ 文言修正 表4.1.1 堤防の整備（嵩上げ・腹付け）に係る施行の場所

表4.1.3 堤防の整備（高水護岸）に係る施行の場所

表4.1.4 堤防の整備（低水護岸）に係る施行の場所

表4.1.6 横断工作物（橋梁）の改築に係る施行の場所

に表示された「機能の概要」項目については、今後整備計画の変更をはかる河川について全国的に統一した表示方法に修正しました。

また表4.1.1と表4.1.2はタイトルを「堤防整備に係る施行の場所」で統一しています。

整備計画原案 P4-2～P4-4

堤防整備による堤体強化（表4.1.1）

改築などによる流下能力向上（表4.1.6）

⇒ 『流下能力の向上』

低水護岸による堤防防護（表4.1.4）

⇒ 『耐侵食機能の向上』